

台風第 22 号・23 号に係る被災自治体への 罹災証明コーディネーターの派遣について

台風第 22 号・23 号により甚大な被害を受けた被災自治体の支援のため、以下のとおり、本市から罹災証明コーディネーターを派遣します。

1 派遣先及び派遣期間

(1) 派遣先

東京都八丈町

(2) 派遣期間

令和 7 年 10 月 20 日（月）～令和 7 年 10 月 27 日（月）（予定）

2 派遣内容

(1) 活動内容

住家被害認定調査業務に係るプランニング支援

(2) 派遣者

危機管理課職員 1 名

【罹災証明コーディネーター制度】

罹災証明書の交付や被害認定調査を円滑に進められるよう、罹災証明事務に関するマネジメント経験等を有する地方自治体職員を、「罹災証明コーディネーター」として内閣府に登録。発災時には、内閣府及び都道府県が被災市町村の支援ニーズを把握し、被災市町村の要請に基づき「罹災証明コーディネーター」が派遣される。

令和 6 年能登半島地震において、災害対応経験がある応援職員のノウハウの活用が有効であったことから始まった制度。